

# 水道事業及び下水道事業の概要

令和5年8月3日  
豊橋市上下水道局

# 目次

---

## 上下水道局の概要

豊橋市上下水道局の概要	4
-------------	---

## 会計処理の仕組み

公営企業会計の仕組み	7
本市の会計一覧	8
官公庁会計の例	9
公営企業会計の例	10
収益的収支と資本的収支	11
財務諸表	12
令和5年度 水道事業会計予算	17
令和5年度 下水道事業会計予算	18

## 水道事業

水道事業とは	20
水道事業の特徴	21
本市の状況	
水道施設	22
水道水を届ける仕組み	24
水道管路の状況	25
本市の水源状況	28
小鷹野浄水場フロー図	29
配水ブロック	30
配水場	31
配水イメージ図	32
水道料金	33

## 下水道事業

下水道事業とは	36
下水道事業の特徴	37
下水道の種類	38
下水の排除方式	39
雨水公費・汚水私費の原則	40
下水道施設の構成	41
本市の状況	
公共下水道と地域下水道	42
下水管渠	43
ポンプ場・下水処理場位置図	45
処理場の水処理フロー図	47
公共下水道と地域下水道の処理場	48
バイオマス利活用センター	57
下水道使用料	58

## 豊橋市上下水道ビジョン2021-2030

豊橋市上下水道ビジョン	64
水道事業 事業計画	65
下水道事業 事業計画	66

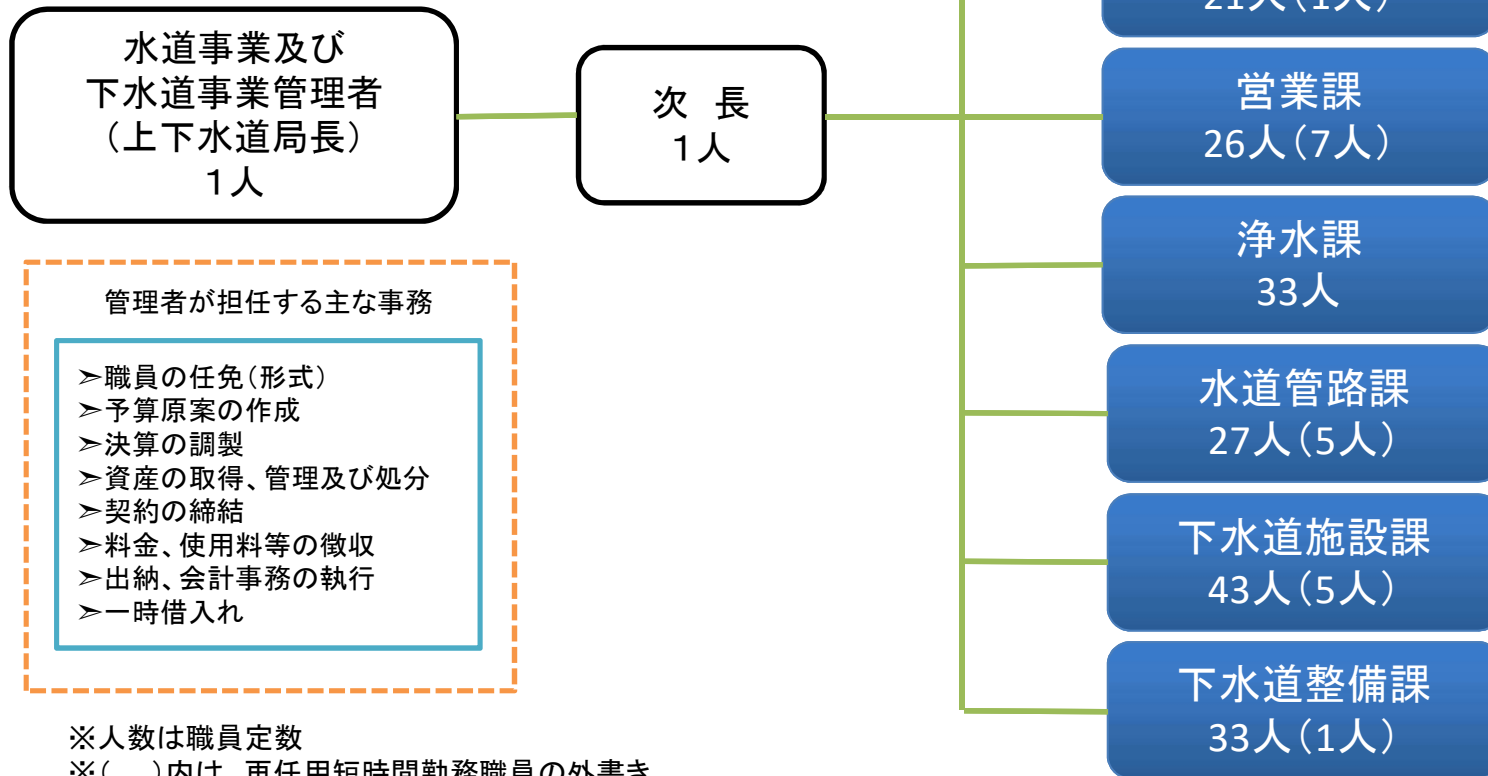
# 上下水道局の概要

# 豊橋市上下水道局の概要

## 上下水道局の組織

職員定数 185人(管理者含む)

上記以外に再任用短時間勤務職員19人



※人数は職員定数

※( )内は、再任用短時間勤務職員の外書き

## 上下水道局庁舎の所在地及び各課の事務分掌(抜粋)

### 上下水道局（所在地：牛川町字下モ田29-1）

4階	総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道局の人事・給与・研修・庁舎管理・広報・出納</li> <li>・水道事業・下水道事業の経理、工事の入札・契約 等</li> </ul>
3階	水道管路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管布設替・移設</li> <li>・道路上の漏水調査、水道管修繕 等</li> </ul>
	下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道事業の計画</li> <li>・下水道管の新設・改良・維持管理 等</li> </ul>
2階	営業課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水装置の工事申請</li> <li>・排水設備の工事申請</li> <li>・下水道事業受益者負担金</li> <li>・お客さま料金センターの運用 等</li> </ul>

### 小鷹野浄水場（所在地：東小鷹野二丁目9-3）

浄水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の維持管理・運転監視</li> <li>・水道施設の計画・整備</li> <li>・水道水の水質管理 等</li> </ul>
-----	---

### 中島処理場（所在地：神野新田町字中島75-2）

下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水処理場・ポンプ場施設・バイオマス利活用センターの維持管理</li> <li>・下水道へ排除する下水の水質監視、下水道施設の水質管理</li> <li>・下水処理場・ポンプ場施設の新設・改築 等</li> </ul>
--------	---

# 会計処理の仕組み

# 公営企業会計の仕組み

## ■官公庁会計と公営企業会計の違い

### (1) 経済性を重視

	活動目的	認識基準	記帳方式	決算の目的
官公庁会計	公共の福祉の増進	<b>現金主義</b> 現金収支の事実に基づいて収益を認識	<b>単式簿記</b> 現金の出入金を管理	予算に計上された事業がどの程度執行されたかを整理
公営企業会計	公共の福祉の増進＋経済性の発揮	<b>発生主義</b> 取引や費消などの <u>経済活動の事実</u> に基づいて収益を認識	<b>複式簿記</b> 資産・負債の増減や収益・費用の発生を管理	経済活動の <u>経営成績</u> や <u>財政状態</u> を整理

### (2) 期間損益計算・費用配分の原則

- ①費用のうち、当該年度の収益の獲得に役立った部分だけが費用として認められる  
＝現金支出のすべてが費用となるわけではない(例:前払金など)
- ②収益に見合う部分(支出の効果が翌年度以降に持続するもの)は、資産として繰り延べられる  
＝資産は取得年度の翌年度以降に費用化される(例:減価償却費など)

# 本市の会計一覧

会計名		令和5年度		
		予算額(千円)	構成比(%)	
官 公 庁 会 計	一般会計	137,512,399	49.5	
	特 別 会 計	競輪事業	26,851,000	9.7
		国民健康保険事業	32,810,000	11.8
		総合動植物公園事業	1,958,000	0.7
		公共駐車場事業	145,000	0.1
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	25,000	0.0
		後期高齢者医療	10,040,000	3.6
	計	71,829,000	25.9	
公 営 企 業 会 計	企業会計	水道事業	10,131,000	3.6
	下水道事業	17,053,000	6.1	
	病院事業	41,334,000	14.9	
	計	68,518,000	24.7	
合計		277,859,399	100	



# 官公庁会計の例

	N年度	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	
資産取得	50						
	8	8	8	8	8	8	←現金支出を伴う費用
収益	20	20	20	20	20	20	←現金収入を伴う収益
差引利益	-38	12	12	12	12	12	計 22
キャッシュ・フロー	-38	12	12	12	12	12	計 22

# 公営企業会計の例

## 減価償却費(償却期間5年)

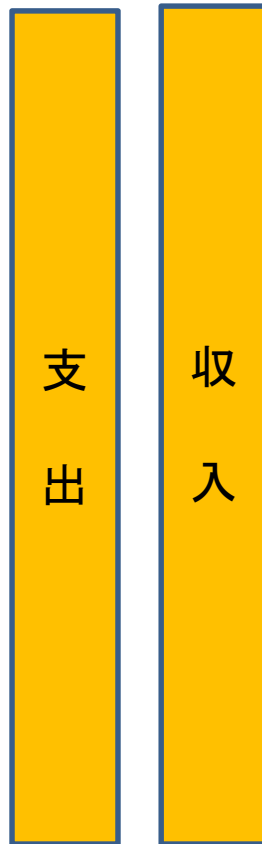
	N年度	N+1	N+2	N+3	N+4	N+5	
資産取得 50	10						
	10						
	10						
	10						
	10						
		10	10	10	10	10	←非現金化費用
	8	8	8	8	8	8	←現金支出を伴う費用
収益	20	20	20	20	20	20	←現金収入を伴う収益
差引利益	12	2	2	2	2	2	計 22
キャッシュ・フロー	-38	12	12	12	12	12	計 22

減価償却費

# 収益的収支と資本的収支

## 官公庁予算

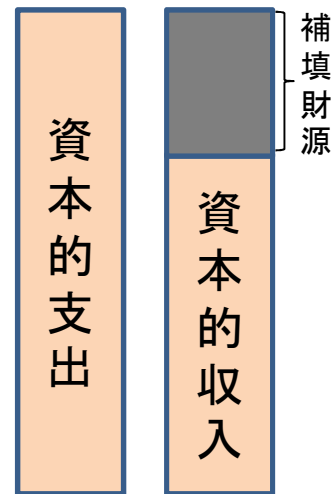
(歳出) (歳入)



## 公営企業予算

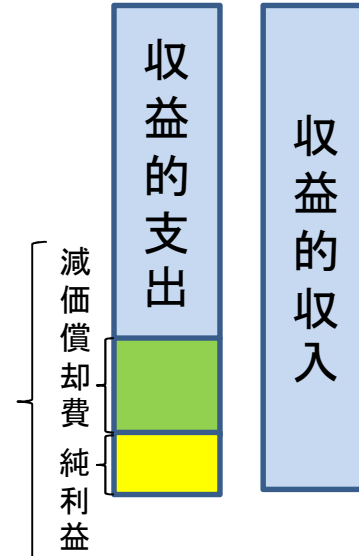
(資本的収支)

施設や設備の整備拡充・改良を行うための収入及び支出



(収益的収支)

現金の支出を伴わない経費と利益



※収益的収支

企業の経常的な経営活動に伴い発生する収入とそれに対応する支出

# 財務諸表(①貸借対照表)

## 貸借対照表

一定の時点における当該事業が保有するすべての財産を総括的に表示したもの  
 ➡ 貸借対照表により、当該事業の資産・負債の状況を知ることができる

土地建物現金預金など所有財産が記載されます

資産の部		負債の部	
固定資産	130,099,337	固定負債	37,026,256
有形固定資産	129,281,786	流動負債	4,773,342
無形固定資産	806,906	繰延収益	47,024,716
投資その他の資産	10,645	負債合計	88,824,314
流動資産	4,713,069	資本の部	
現金預金	3,158,695	資本金	38,156,307
未収金	829,922	剰余金	7,831,785
前払金	724,452	資本合計	45,988,092
資産合計	134,812,406	負債資本合計	134,812,406

企業債など支払い義務があるもの等が記載されます

資本金や事業で得られた利益など返す必要がない資金が記載されます

左半分は企業の持ち物 ← → 右半分は資産の源泉

# 財務諸表(②損益計算書)

## 損益計算書

一事業年度における収入(収益)と支出(費用)を表示したもの

☞ 損益計算書により当該事業がどのような経営活動によって、どれだけの経営成績を上げたかを知ることができる。

営業収益	6,219,467
営業費用	7,208,980
営業損失	989,513
営業外収益	2,351,187
営業外費用	623,454
経常利益	738,220
特別利益	103,720
当期純利益	841,940
前年度繰越利益	1,267,104
その他未処分利益剰余金	813,000
当年度末処分利益剰余金	2,922,044

3つの段階で利益を把握  
利益=収益-費用

**営業損益**  
通常の業務活動の損益の結果が表示されます

**経常損益**  
通常の業務活動に関する損益に加えて資金調達等に関する損益の結果が表示されます

**純損益**  
1年間の全ての損益の結果が表示されます

# 財務諸表(③キャッシュ・フロー計算書)

## キャッシュ・フロー計算書

一事業年度における資金収支の状況を、一定の活動区分別に表示したものを  
☞キャッシュ・フロー計算書により、一事業年度における現金の流れを知ることができる。

業務活動によるキャッシュ・フロー	3,200,691
当期純利益、減価償却費、未収金、未払金など	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,601,607
有形固定資産の取得による支出など	
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,016
企業債による収入、企業債償還金など	
資金増加額	608,100
資金期首残高	2,550,595
資金期末残高	3,158,695

業務活動によるキャッシュ・フロー  
通常の業務活動の実施による資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支が表示されます

投資活動によるキャッシュ・フロー  
通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却の収支が表示されます

財務活動によるキャッシュ・フロー  
増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支が表示されます

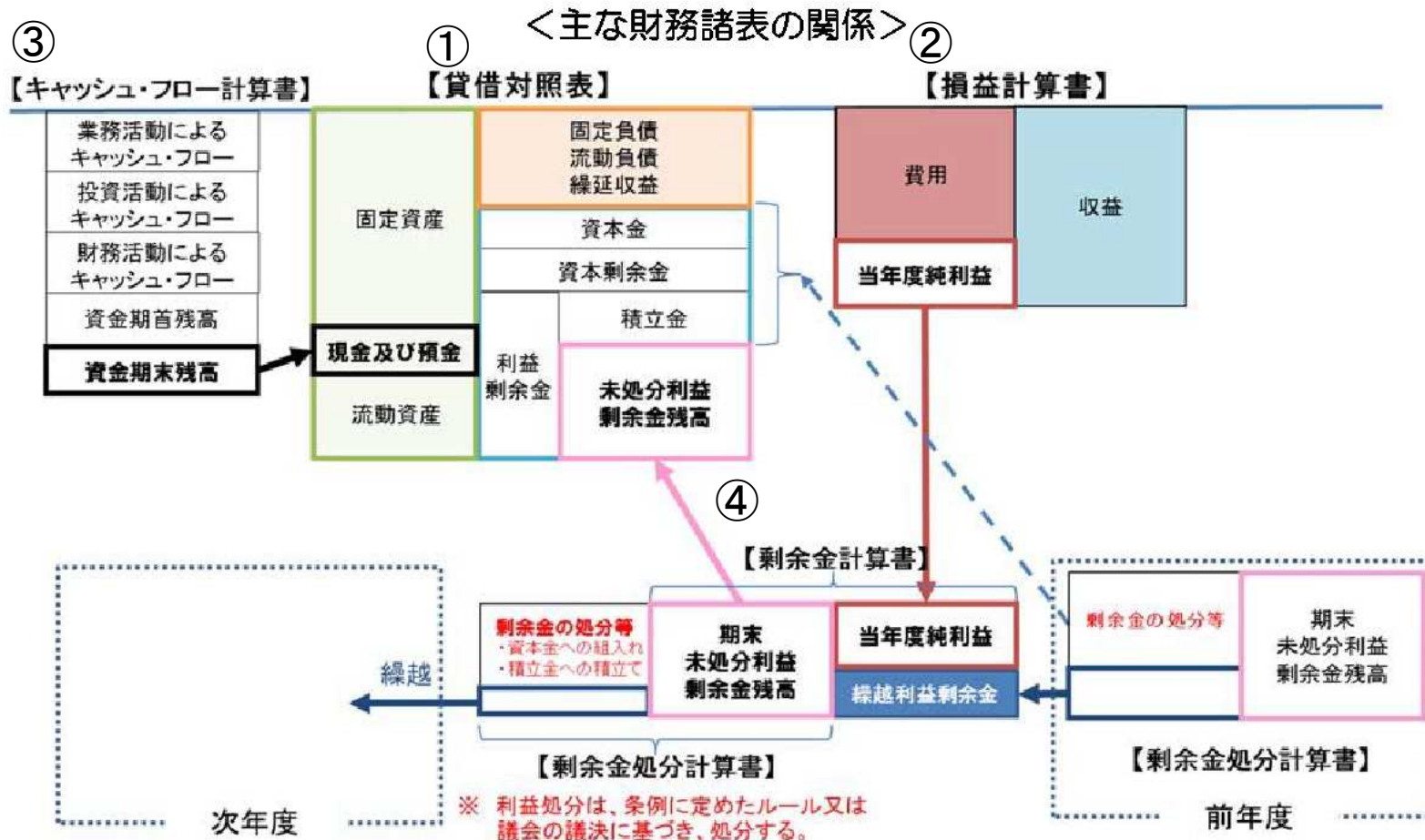
# 財務諸表(④剰余金計算書)

## 剰余金計算書

一事業年度における剰余金の増減の状況を、剰余金の区分毎に表示したもの  
 ➡ 剰余金計算書により、一事業年度における剰余金の変動を知ることができる。

	資本金	資本剰余金	利益剰余金			資本合計
			積立金	未処分利益剰余金	合計	
前年度末残高	37,504,345	4,909,742	0	2,640,104	2,640,104	45,054,191
前年度処分額	560,000	0	813,000	△1,373,000	△560,000	0
資本金への組入	560,000	0	0	△560,000	前年度からの繰越	0
処分後残高	38,064,345	0	813,000	1,267,104	2,080,104	45,054,191
当年度変動額	91,961		△813,000	1,654,940	841,940	933,901
他会計出資金の受入	87,814	0	0	0	0	87,814
現物出資の受入	4,147	0	0	0	0	4,147
積立金の取崩	0	0	△813,000	813,000	今年度の純利益	0
当年度純利益	0	0	0	841,940	翌年度への繰越 (処分前)	1,940
当年度末残高	38,156,307	4,909,742	0	2,922,044	2,922,044	45,988,092

# 財務諸表（財務諸表間の相関）

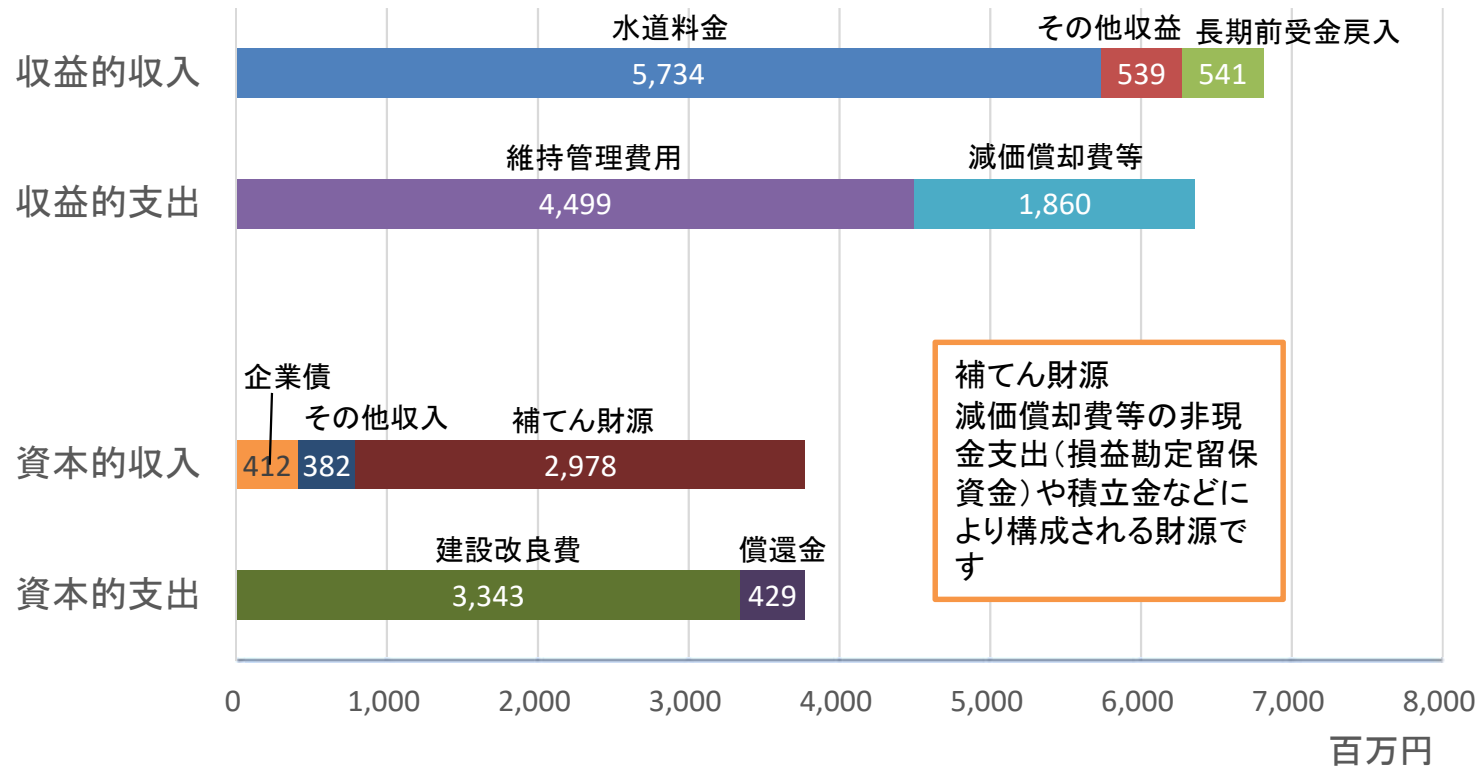


（出典） 総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」



# 令和5年度 水道事業会計予算

- 収益的収支(税込)  
 収益6,814,000千円 費用6,359,000千円
- 資本的収支(税込)  
 収入 794,000千円 支出3,772,000千円



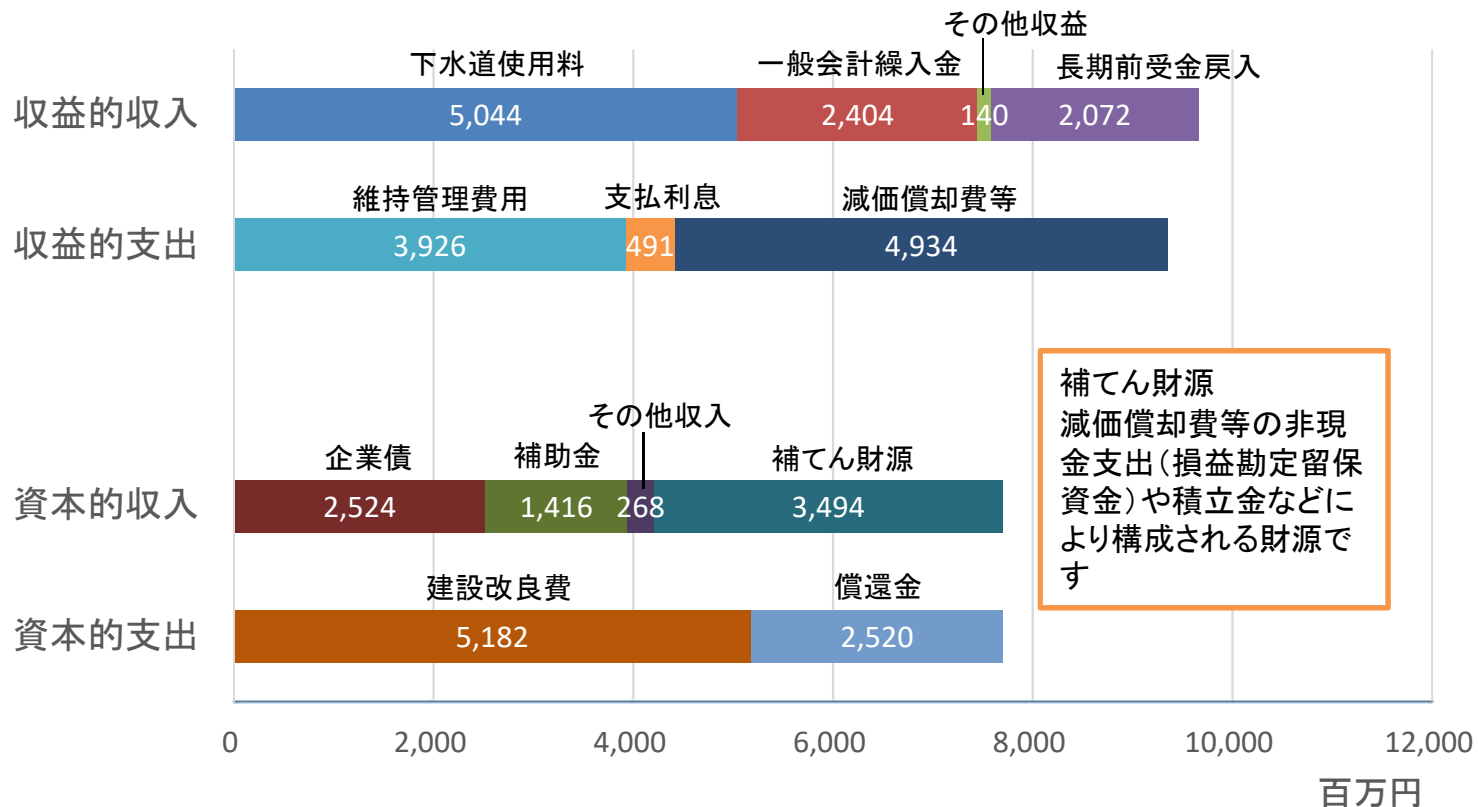
# 令和5年度 下水道事業会計予算

●収益的収支(税込)

収益9,660,000千円 費用9,351,000千円

●資本的収支(税込)

収入4,208,000千円 支出7,702,000千円



# 水道事業

## 水道事業とは

水道事業は、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、原則として市町村が経営するもの。

水道...

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体

### ■水道法(目的)

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

## 水道事業の特徴

### ■事業の認可及び経営主体(水道法第6条)

- ・水道事業を經營しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- ・水道事業は、原則として市町村が經營する...

### ■給水義務(水道法第15条)

- ・水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
- ・水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。

# 本市の状況

## 水道施設の状況

名 称	箇所数	役 割	備 考
取水場	1	豊川伏流水から水道水となる原水を取る施設	下条取水場
浄水場	2	原水を浄化(ろ過)・消毒し、水道水にして上水道へ供給するための施設	高山浄水場 小鷹野浄水場
配水場	5	水道水を水槽(配水池)に貯めて配水する施設	多米配水場、高山配水場 北部配水場、南部配水場 東部配水場
給水所	9	井戸水(地下水)を浄水処理して水道水として配水する施設	南栄給水所、下地給水所 下条給水所など
加圧所	8	ポンプで圧力をかけ高台へ水を送る施設	中山加圧所、長楽加圧所 雲谷加圧所など
水質計測所	13	常時水質・水圧を監視する施設	杉山・松山・前芝水質計測所など
圧力制御所	10	バルブ(弁)を開閉させることにより水圧を一定に制御する施設	今橋・小躰・柱八番圧力制御所など
計	48		

# 水道施設位置図

施設名	記号	箇所数
取水場	■	1
浄水場	●	2
配水場	▲	5
給水所	◆	9
加圧所	★	8
水質計測所	※	13
圧力制御所	▶▶	10
計		48

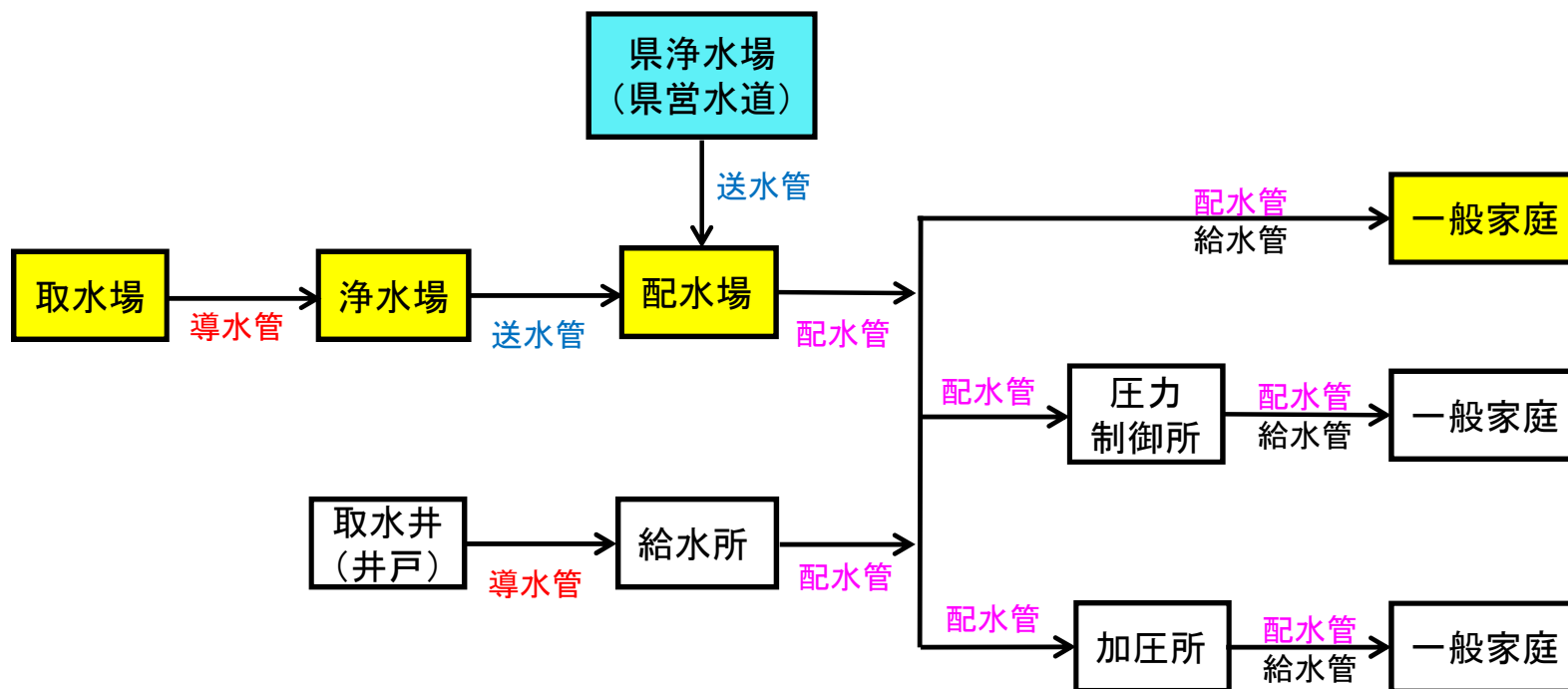
※各施設とも小鷹野浄水場で集中管理を行っています。

三河湾



太平洋

# 水道水を届ける仕組み





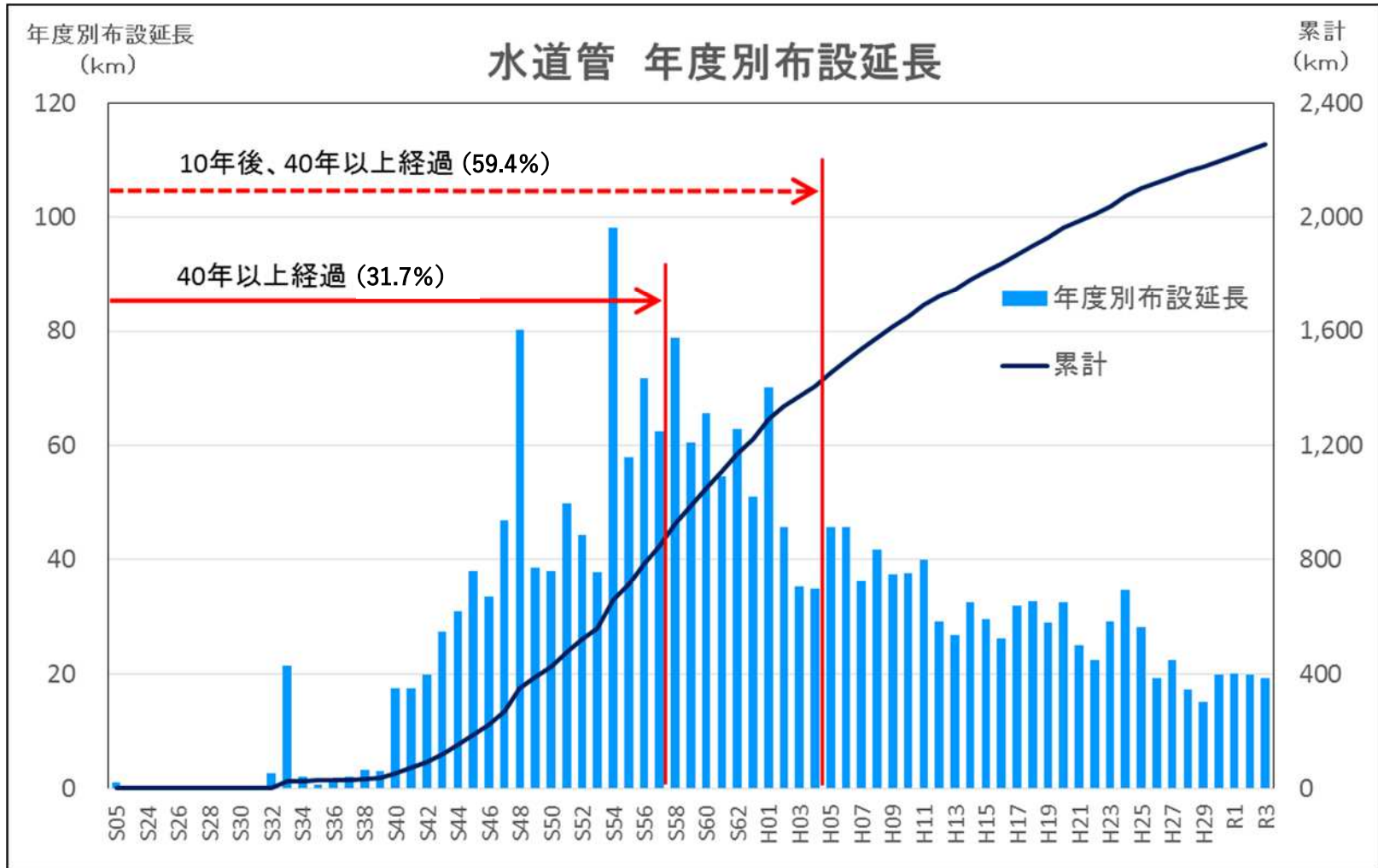
# 水道管路の状況(老朽化)

(R3年度末)

経過年数	延長	割合	管路経年化率
60年以上	28 km	1.3 %	31.7 %
60年未満50年以上	161 km	7.1 %	
50年未満40年以上	525 km	23.3 %	
40年未満30年以上	624 km	27.7 %	
30年未満20年以上	383 km	17.0 %	
20年未満10年以上	288 km	12.8 %	
10年未満	245 km	10.9 %	
<b>総延長</b>	<b>2,254 km</b>		

※ 管路経年化率(%) = 法定耐用年数(40年)を経過した管の布設延長 ÷ 管路総延長 × 100

# 水道管路の布設状況



# 水道管路の状況(耐震化)

(R3年度末)

種 別	延 長	耐震管		耐震適合管	
		延 長	割合	延 長	割合
配水支管 (φ300以下)	2,132 km	423 km	19.8 %	471 km	22.1 %
基幹管路 配水本管 (φ350以上) 導水管 送水管	121.5 km	31.6 km	26.0 %	61.2 km	50.4 %
総延長	2,254 km	455 km	20.2 %	532 km	23.6 %

※ 基幹管路: 導、送、配水本管(豊橋市はφ350以上の配水管)

耐震性の無い管の総延長 2,254km－455km=1,799km  
 1,799km÷20km/年(年間布設替延長)≒90年

# 本市の水源状況

## ■水源状況

(R3年度)

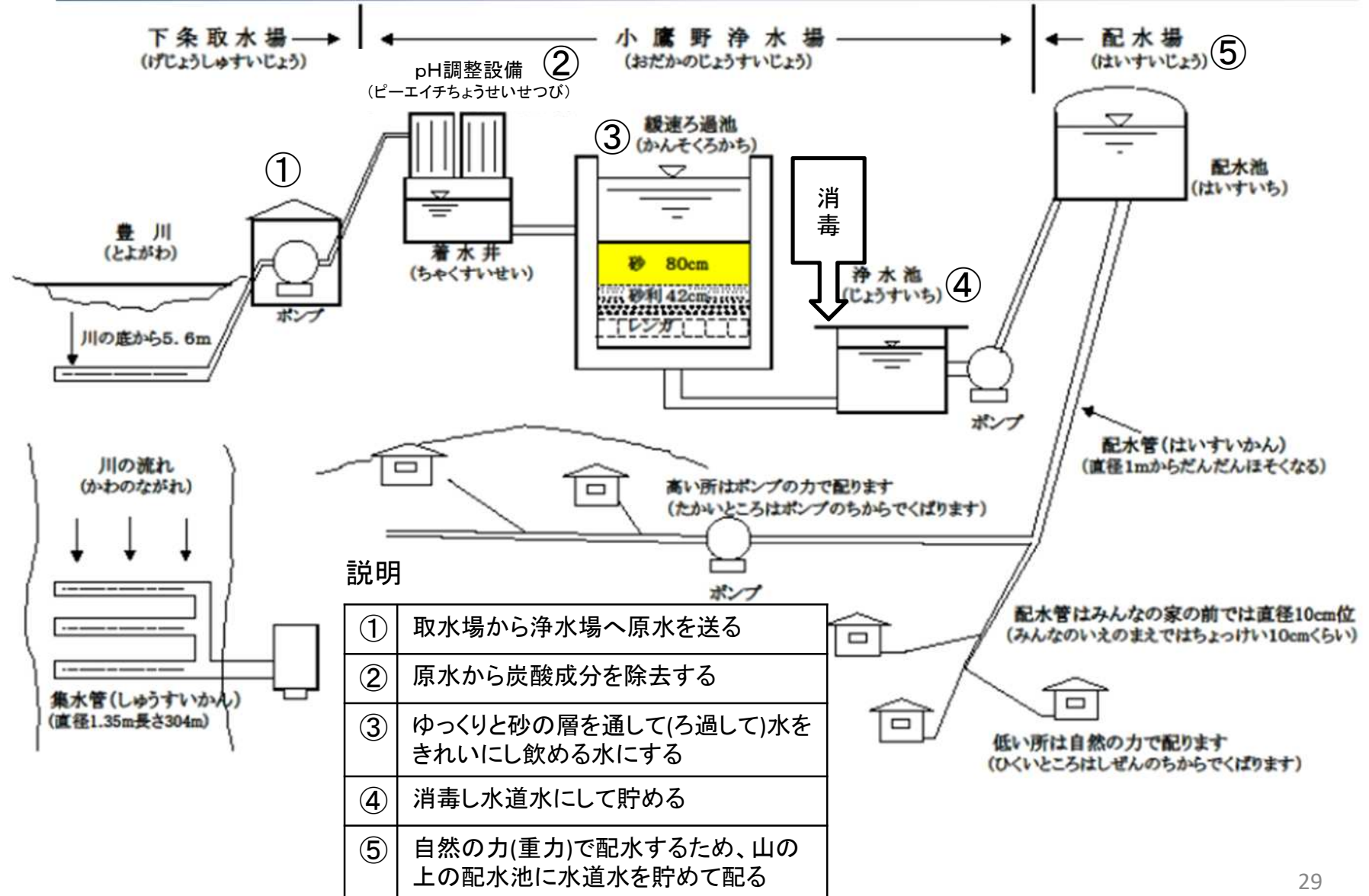
水源		配水量	構成比
愛知県営水道	豊川用水	28,220,699 m <sup>3</sup>	69.3%
自己水源	伏流水	7,482,175 m <sup>3</sup>	18.4%
	地下水	4,836,567 m <sup>3</sup>	11.9%
	表流水	166,530 m <sup>3</sup>	0.4%
計		40,705,971 m <sup>3</sup>	100.0%

## ■愛知県営水道料金(受水費)

(R3年度)

総額	2,037,732,242円	
基本料金	1,122,937,640円	60.6%
使用料金	729,546,220円	39.4%
消費税	185,248,382円	

# 小鷹野浄水場フロー図



# 配水ブロック

5つの配水場によるブロック(区)を設定

【ブロック化による効果】

- ・各ブロック内の水量・水圧の管理が可能
- ・異常時や事故時における影響範囲を限定化
- ・配水ブロック間の相互融通(ループ化)が可能

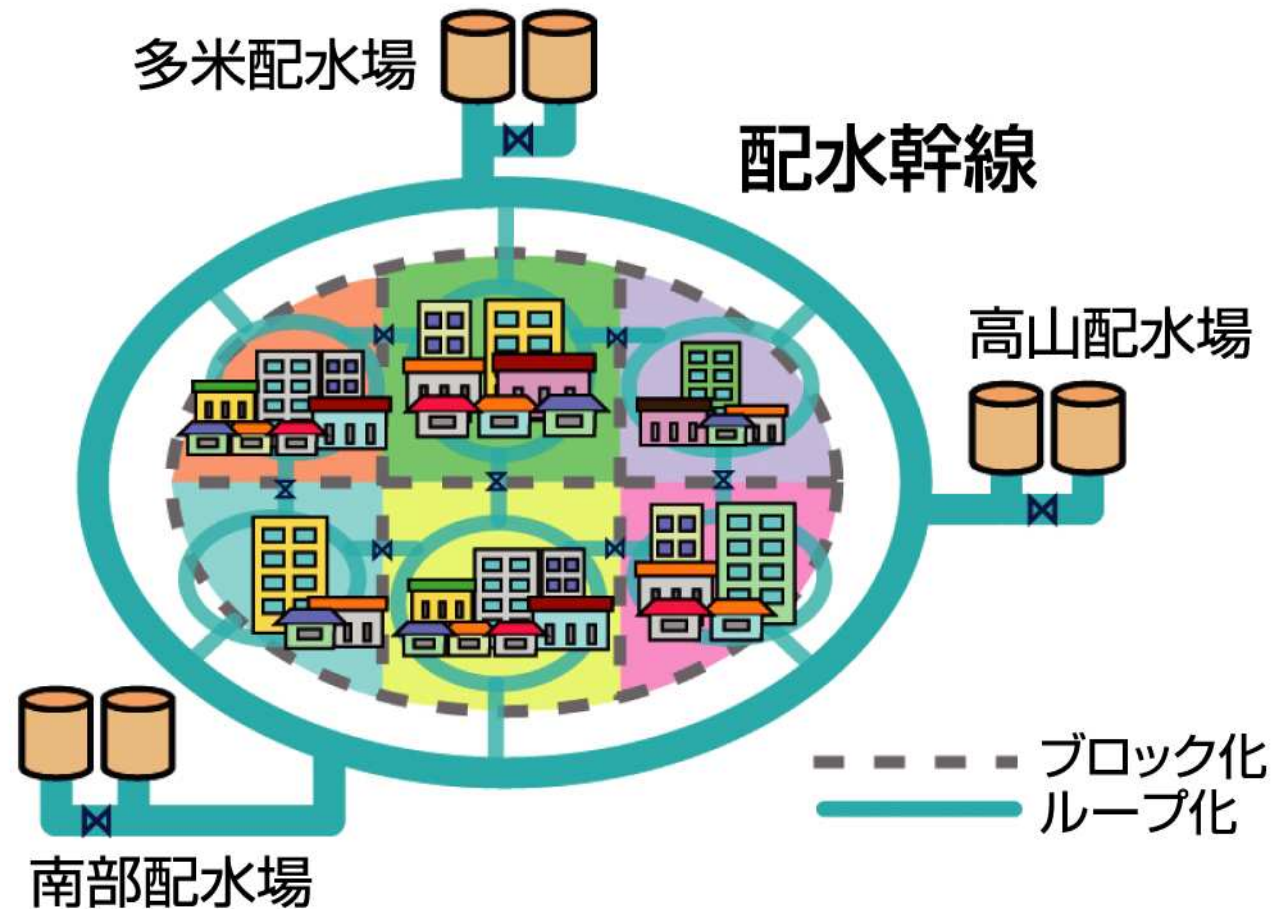


## 配水場

名称	標高	配水池容量
多米配水場	TP+54.5m	10,000m <sup>3</sup> × 2池
高山配水場	TP+61.0m	10,000m <sup>3</sup> × 2池
北部配水場	TP+54.0m	2,000m <sup>3</sup> (受水池)
	TP+72.0m	1,500m <sup>3</sup> (配水塔)
南部配水場	TP+55.0m	10,000m <sup>3</sup> × 2池
東部配水場	TP+39.4m	2,500m <sup>3</sup> × 2池

# 配水イメージ図(ブロック化、ループ化)

目的:「配水圧力の均一化」「災害時の水運用」  
「復旧作業の迅速化」「被災区域の最小化」





# 水道料金

- 前回の改定：昭和59年4月1日（消費税及び地方消費税の税率改正に伴う改定を除く）
- 料金体系：二部料金制（基本料金、水量料金）
  - ・基本料金：水道メーターの口径が大きくなるほど高くなる体系
  - ・水量料金：使用水量が多くなるほど段階的に高くなる体系

## 現行水道料金表

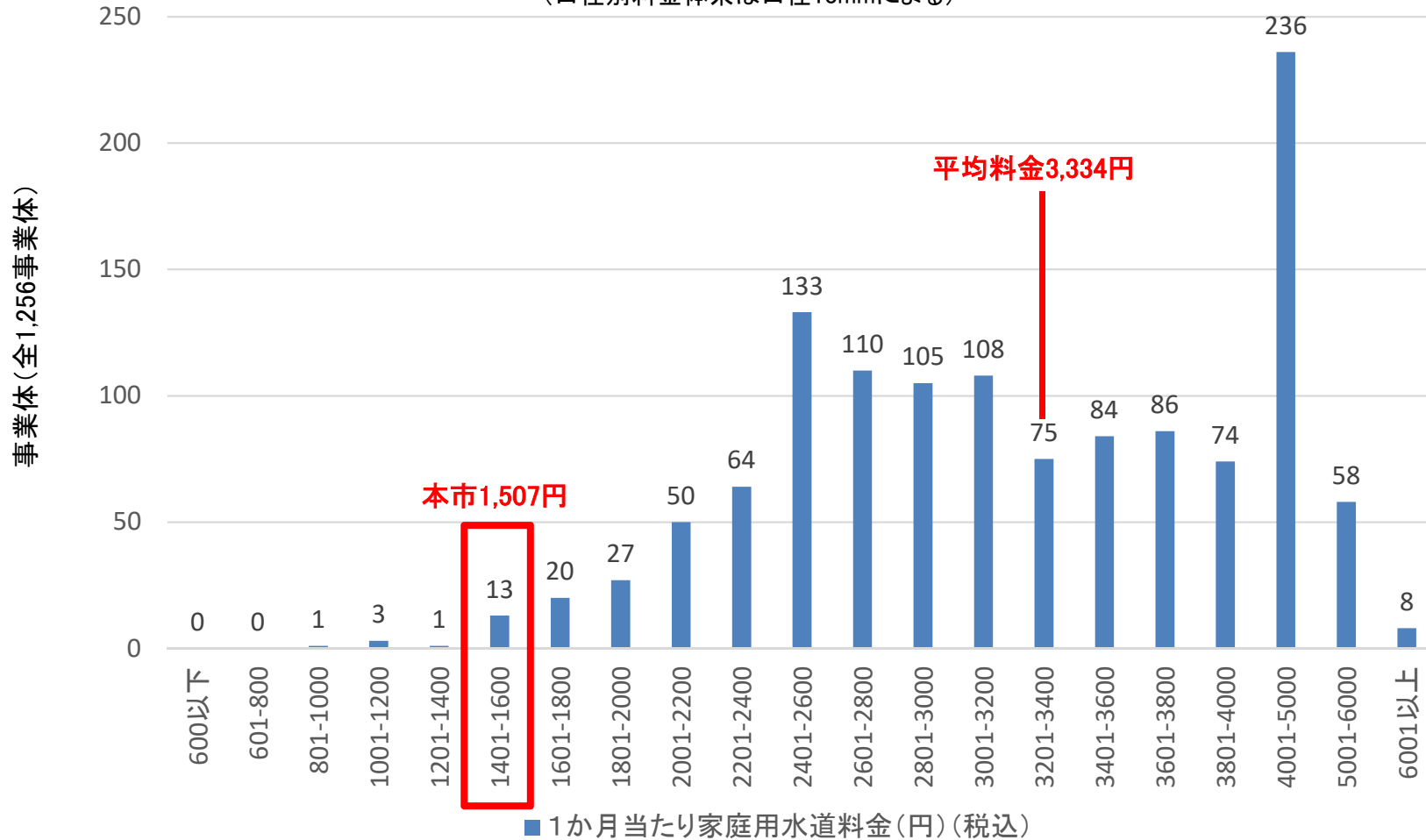
メーターの口径	月額基本料金	用途区分	水量料金				
13mm	530円	一般用	月10m <sup>3</sup> 以下	月10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> 以下	月20m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> 以下	月50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> 以下	月100m <sup>3</sup> 超
20mm	1,450円						
25mm	2,500円						
30mm	3,900円						
40mm	7,700円						
50mm	13,300円		28円/m <sup>3</sup>	56円/m <sup>3</sup>	92円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>	240円/m <sup>3</sup>
75mm	36,000円						
100mm	73,400円						
150mm	203,000円						
200mm	420,000円						
250mm	740,000円	臨時用	260円/m <sup>3</sup>				
300mm	1,180,000円						

※料金は、1か月につき表により算出した額に100分の110を乗じて得た額

# 水道料金

## 1か月当たり家庭用水道料金(20m<sup>3</sup>)の度数分布(全国)

(口径別料金体系は口径13mmによる)



(出典)(公社)日本水道協会 水道料金表(令和4年4月1日現在) から作成

# 下水道事業

## 下水道事業とは

下水道事業は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、さらには河川、海域等の公共用水域の水質保全を図るため、汚水の収集・処理、雨水の排除を行うものです。

下水...

生活もしくは事業に起因し、若しくは付随する廃水(汚水)又は雨水。

下水道...

下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体。

## 下水道事業の特徴

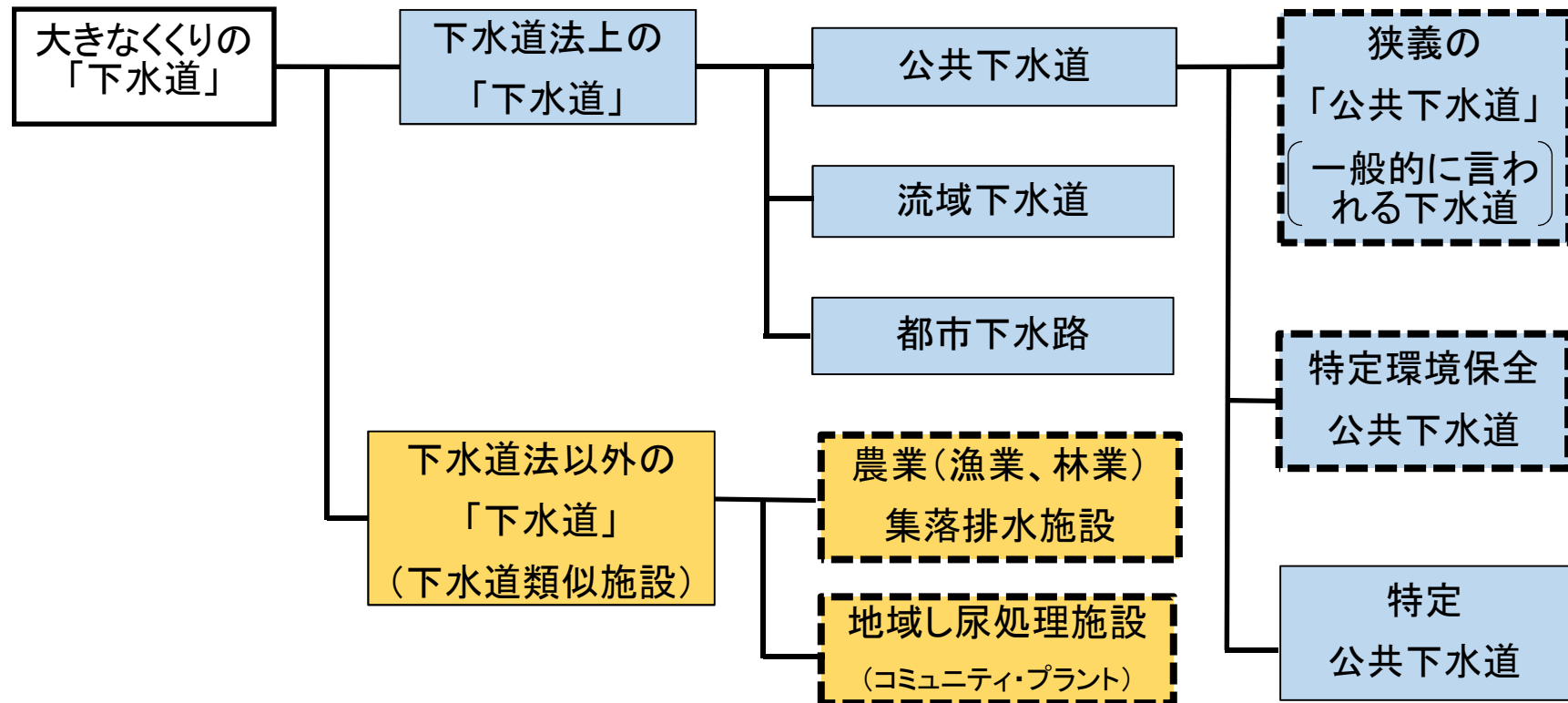
### ■市町村による管理(下水道法第3条第1項)

- ・公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

### ■排水設備の設置等(下水道法第10条第1項)

- ・公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、(中略)その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置しなければならない。

# 下水道の種類



※        は本市が管理する下水道

※市内には愛知県が管理する流域下水道に接続している地区がある

## 下水の排除方式

### 《合流式下水道》

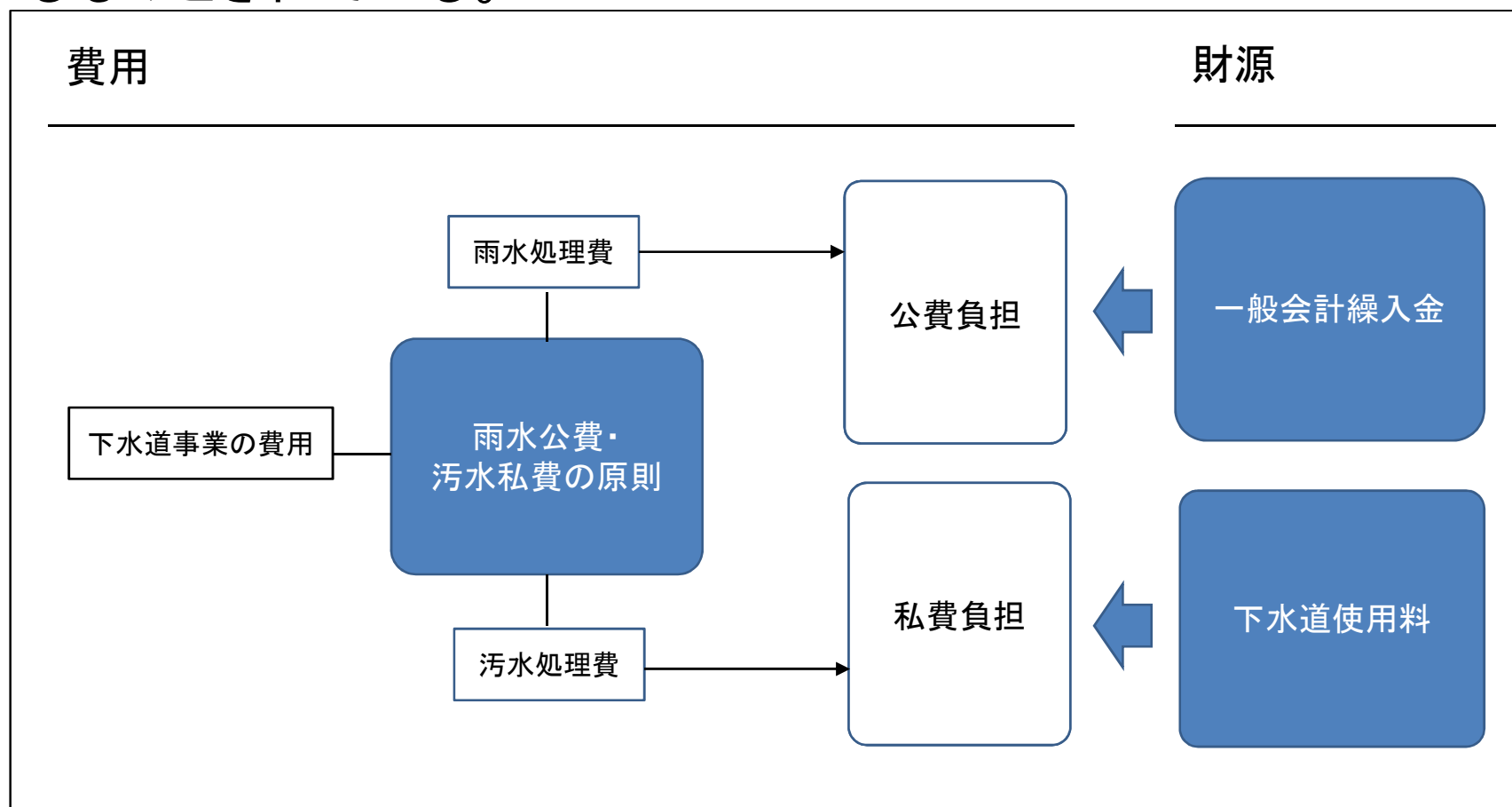
- ・汚水と雨水を同一の管渠系統で排除
- ・雨天時に一定量を超えた流入水(汚水+雨水)は公共用水域に直接放流
- ・古くから下水道を整備した地域で採用

### 《分流式下水道》

- ・汚水と雨水を別々の管渠系統で排除
- ・雨天時に汚水を公共用水域に放流することが無く水質汚濁防止上有利
- ・近年は分流式で整備

## 雨水公費・汚水私費の原則

下水道の役割のうち、浸水の防除（雨水の排除）は公的役割であることから、雨水にかかる経費は公費（一般会計）で負担するものとされている。





## 下水道施設の構成

分類	名称	役割
管路施設	管渠、マンホール 雨水吐室、吐口 マス、取付管 雨水調整池 雨水滞水池 マンホールポンプ	下水や雨水を集めて処理場又は放流先まで流下させる施設
ポンプ場施設	汚水ポンプ場	汚水処理場までの途中で汚水を揚水する施設 (中継ポンプ場)
	雨水ポンプ場	自然流下で排水できない雨水を放流水域にポンプで揚水する施設
	合流ポンプ場	合流地区にある汚水ポンプ場を兼ねた雨水ポンプ場
処理場施設	下水処理場	管路施設で集められた下水を処理し公共用水域に放流するための施設

# 本市の状況

## 公共下水道と地域下水道

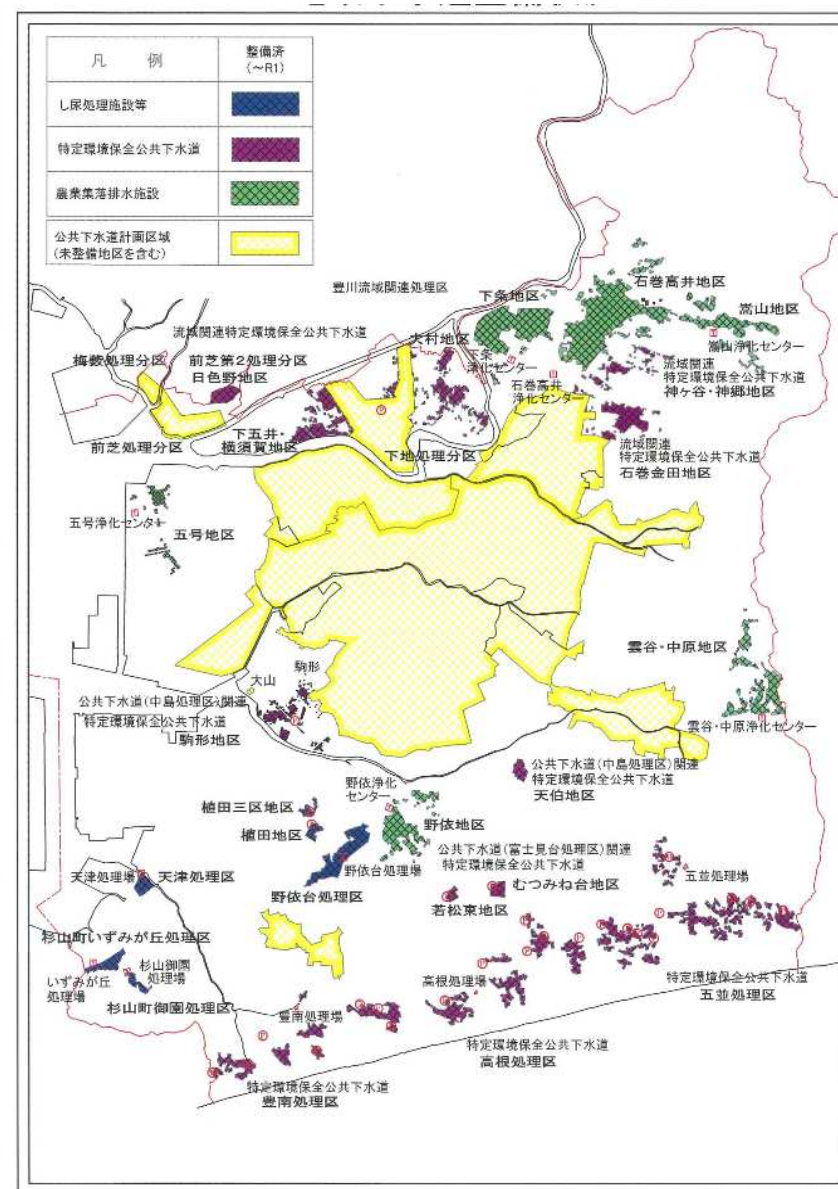
### ■公共下水道事業

主として市街地の下水(汚水・雨水)を  
処理・排除

### ■地域下水道事業

公共下水道の区域外の下水(汚水)を  
一定の地域ごとに処理

名称	地区数
特定環境保全公共下水道	13地区
農業集落排水施設	6地区
し尿処理施設等	6地区
計	25地区



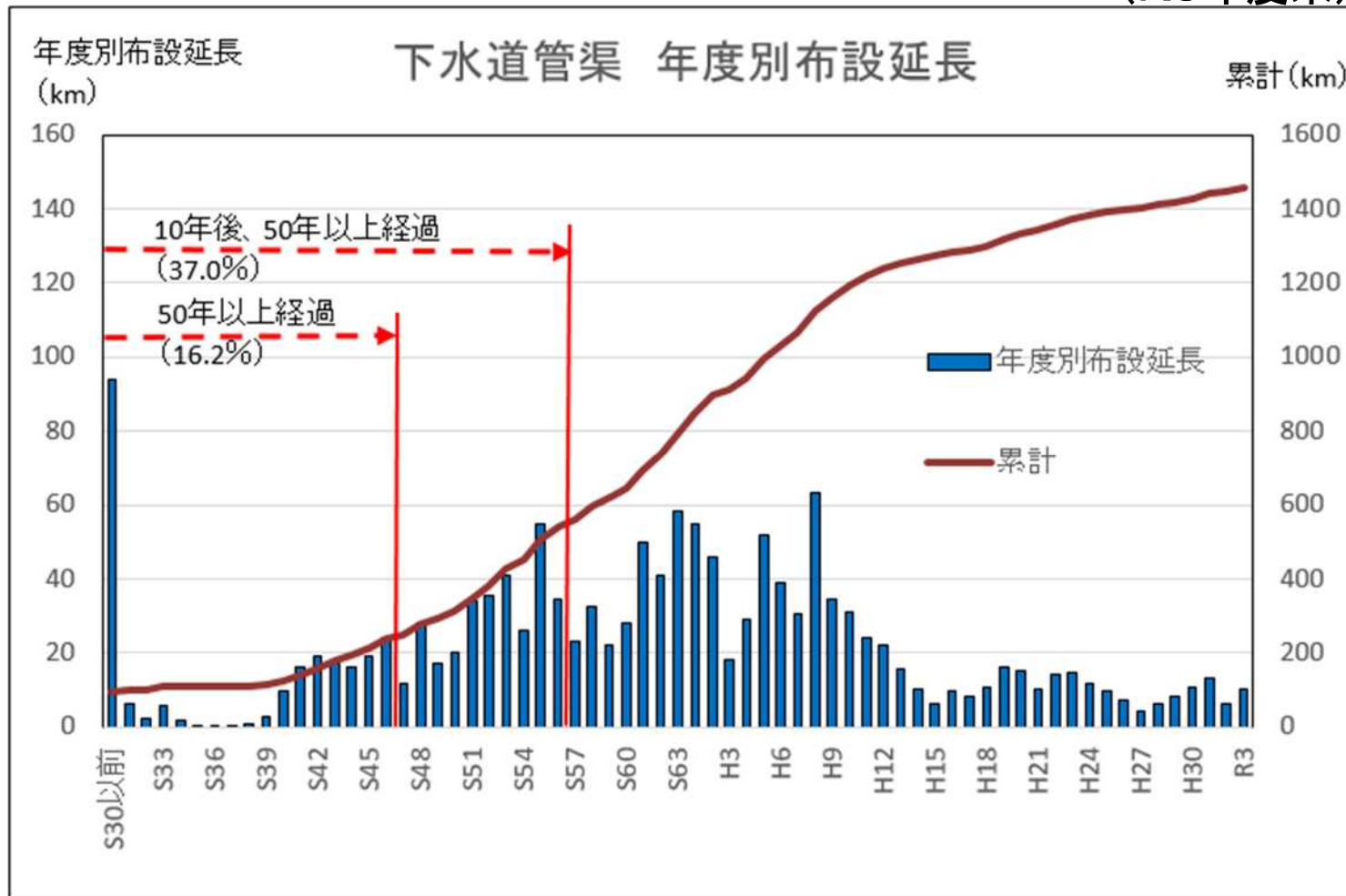
# 下水管渠延長

(R3年度末)

区 分			延 長	
公共下水道	合流式		451 km	1,310 km
	分流式	雨 水	84 km	
		汚 水	775 km	
地域下水道	特定環境保全公共下水道		167 km	293 km
	農業集落排水施設		101 km	
	L尿処理施設等		25 km	
総延長			1,603 km	

# 下水管渠の布設状況

(R3年度末)

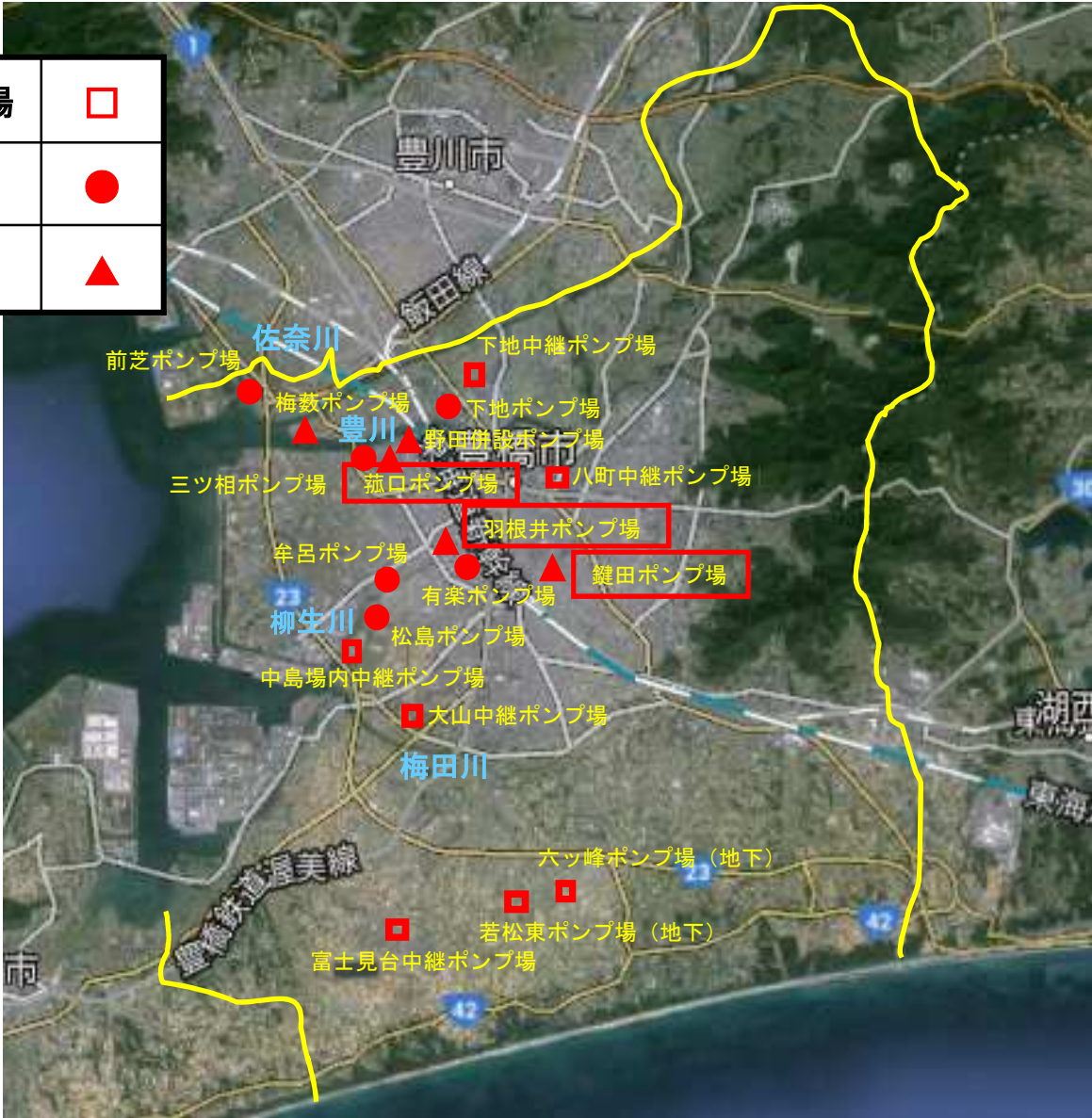


※特定環境保全公共下水道を含む公共下水道を表しています。

# ポンプ場位置図

(主な)汚水ポンプ場	□
雨水ポンプ場	●
合流ポンプ場	▲

□ : 有人施設

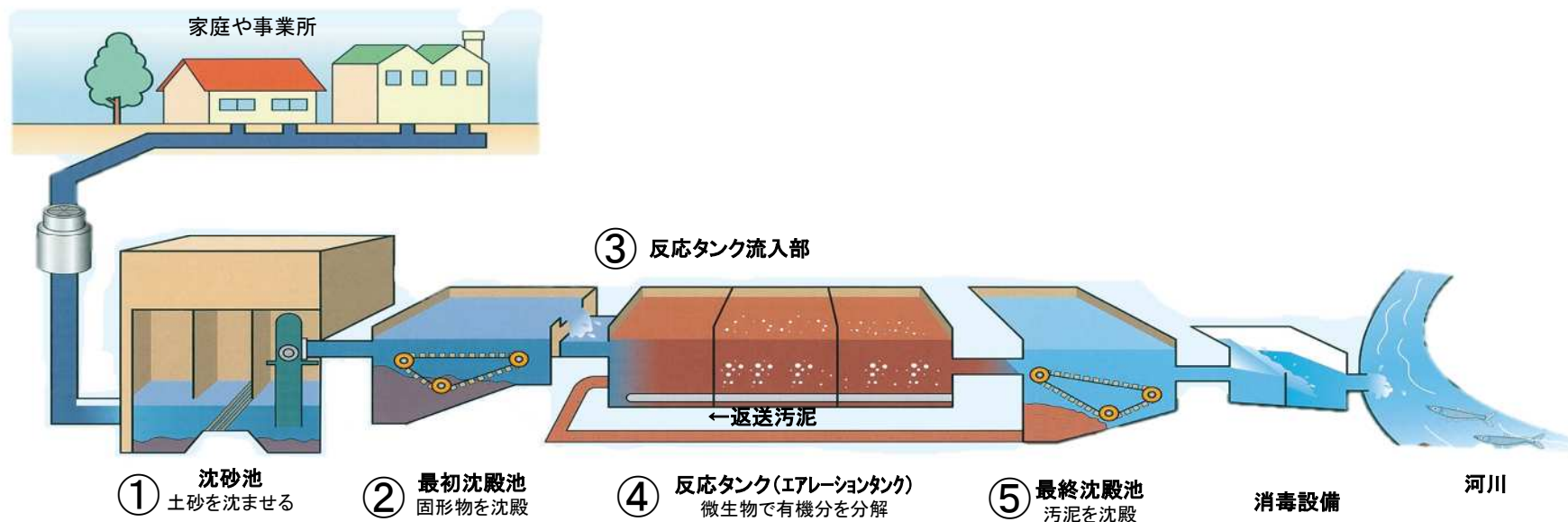


# 下水処理場位置図

公共下水道		★
地域 下 水 道	特定環境保全公共下水道	▲
	農業集落排水施設	●
	し尿処理施設等	□



# 処理場の水処理フロー図



## 説明

①	流入する下水中のごみなどはスクリーンで除去し、土砂を沈めで除去。
②	沈砂池で除去できなかった比較的沈みやすい物質を沈殿させ除去。
③	生物反応槽の活性汚泥濃度を一定に保つため、後段の最終沈殿池で沈殿した汚泥(返送汚泥)と最初沈殿池の上澄み水と混合する。
④	活性汚泥(微生物)によりブロウで得送られた空気を使い有機物を分解。併せて窒素・りんについても除去。
⑤	活性汚泥を沈め上澄み水と分離。上澄み水はその後消毒し放流、沈殿した活性汚泥は返送汚泥または汚泥処理施設に送る。

# 公共下水道と地域下水道の処理場

分類 (豊橋市)	法的分類	処理場名	所轄省庁	会計処理
公共下水道	公共下水道	野田処理場(令和5年中に廃止) 中島処理場 富士見台処理場	国土交通省	企業会計
	流域下水道	豊川浄化センター(愛知県)		
地域下水道	特定環境保全 公共下水道	高根処理場 豊南処理場 五並処理場	農林水産省	企業会計 (令和元年度までは特別会計)
	農業集落排水施設	野依浄化センター 下条浄化センター 雲谷・中原浄化センター 五号浄化センター 石巻高井浄化センター 嵩山浄化センター		
	し尿処理施設等	天津処理場(地域し尿処理) 野依台処理場(合併浄化槽) いずみが丘処理場(合併浄化槽) 杉山御園処理場(コミプラ)	環境省	



## 処理区・処理場(公共下水道)

令和3年度末

処理区 処理場	処 理 区 域	処理区面積 (ha)	処理場能力 (日最大処理量m3)
野田	合流:豊橋駅東側、八町、船町、菰口等 分流:吉田方	540	合流:33,000
中島	合流:豊橋駅西側、向山、東田 分流:南栄、高師、岩田、佐藤、二川等	3,122	117,500 (合流:80,000) (分流:37,500)
富士見台	レイクタウン、富士見台の住宅団地	94	分流:5,100
流域関連	下地、前芝、牛川、多米、東田の一部	745	—

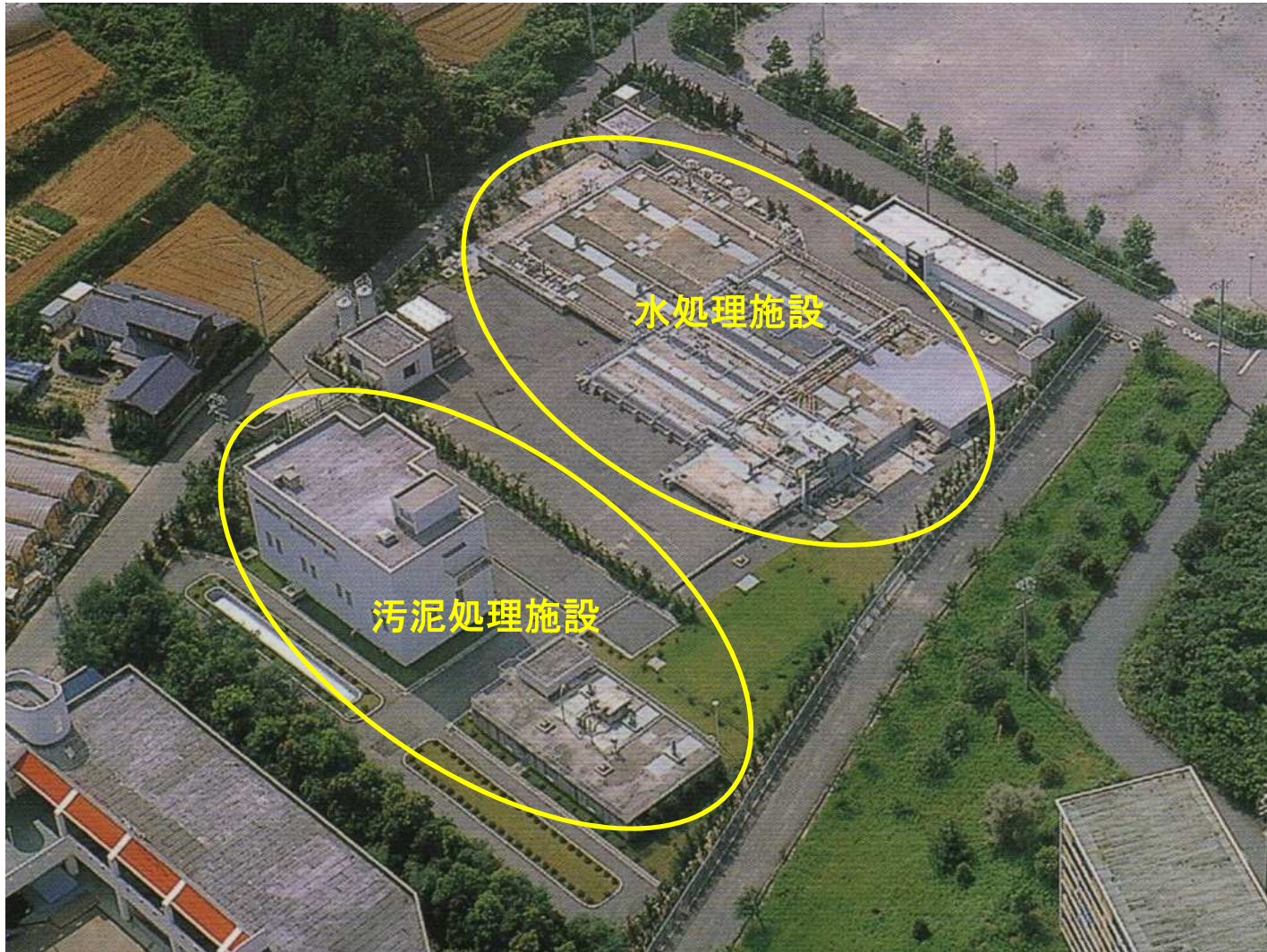
# 中島処理場

所在地: 豊橋市神野新田町字中島75-2



# 富士見台処理場

所在地：豊橋市富士見台一丁目14-2



# 流域関連処理区

令和3年度末

処理場名	処理区域		処理区面積 (ha)		処理場能力 (日最大処理量m3)
豊川浄化センター	豊橋市	豊川及び 朝倉川以北	5,033	745	104,000
	豊川市 蒲郡市 新城市			4,288	

# 豊川浄化センター(愛知県)

所在地:豊橋市新西浜町1-3



全景



管理本館



平面図



水処理施設

(出典)愛知県ホームページ

# 処理区・処理場(地域下水道)

## 《特定環境保全公共下水道》

令和3年度末

処理区	処理場名	処理区面積 (ha)	処理場能力 (日最大処理量)	供用開始 年月	備 考
天伯		10.7		S48.6	中島処理場へ し尿⇒特環(H31より)
高根	高根処理場	40	650m <sup>3</sup>	S52.5	
豊南	豊南処理場	50	800m <sup>3</sup>	S56.4	
五並	五並処理場	90	1,500m <sup>3</sup>	S63.4	
駒形		20		H6.4	中島処理場へ
大山		30		H19.3	中島処理場へ
むつみね台		8.8		H12.4	富士見台処理場へ
若松東		5.4		H12.4	富士見台処理場へ
日色野		17		S57.7	豊川浄化センターへ
大村		60		H9.1	豊川浄化センターへ
石巻金田		60		H13.3	豊川浄化センターへ
下五井・横須賀		50		H16.1	豊川浄化センターへ
神ヶ谷・神郷		24		H23.3	豊川浄化センターへ

## 処理区・処理場(地域下水道)

### 《農業集落排水施設》

令和3年度末

処理区	処理場名	処理区面積 (ha)	処理場能力 (日平均処理量)	供用開始 年月
野依	野依浄化センター	60	527m <sup>3</sup>	H2. 4
下条	下条浄化センター	95	603m <sup>3</sup>	H7. 12
雲谷・中原	雲谷・中原浄化センター	65	794m <sup>3</sup>	H12. 4
五号	五号浄化センター	21	165m <sup>3</sup>	H13. 1
石巻高井	石巻高井浄化センター	102	1, 310m <sup>3</sup>	H17. 3
嵩山	嵩山浄化センター	60	462m <sup>3</sup>	H26. 3

## 処理区・処理場(地域下水道)

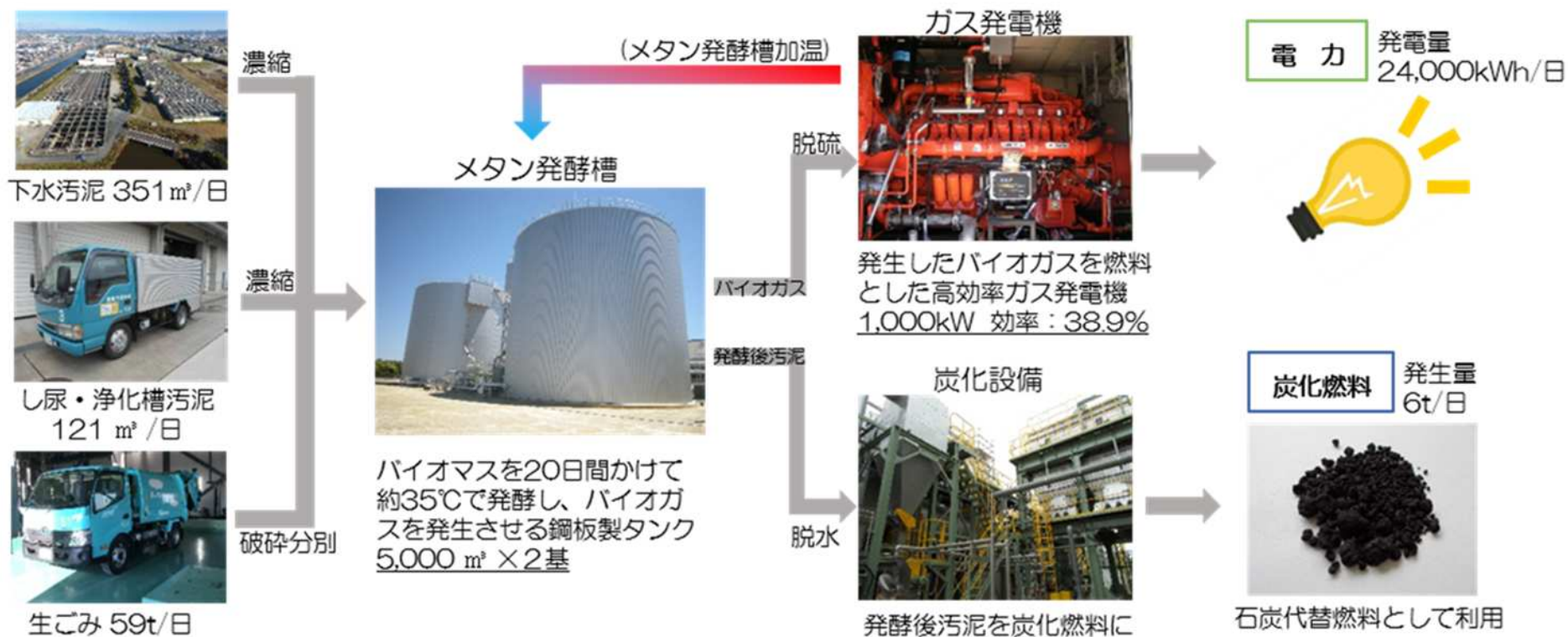
### 《し尿処理施設等》

令和3年度末

処理区	処理場名	処理区 面積(ha)	処理場能力 (日平均処理量)	供用開始 年月	備考
天津	天津処理場	13	110m <sup>3</sup>	S48. 4	
植田		6. 6		S52. 4	野依台処理 場へ
野依台	野依台処理場	50	2, 255m <sup>3</sup>	S63. 8	
杉山町 いずみが丘	いずみが丘 処理場	19. 1	345m <sup>3</sup>	H12. 4	
杉山町御園	杉山御園処理場	7	226m <sup>3</sup>	H14. 3	
植田三区		7		H14. 10	野依台処理 場へ



# バイオマス利活用センター



# 公共下水道使用料

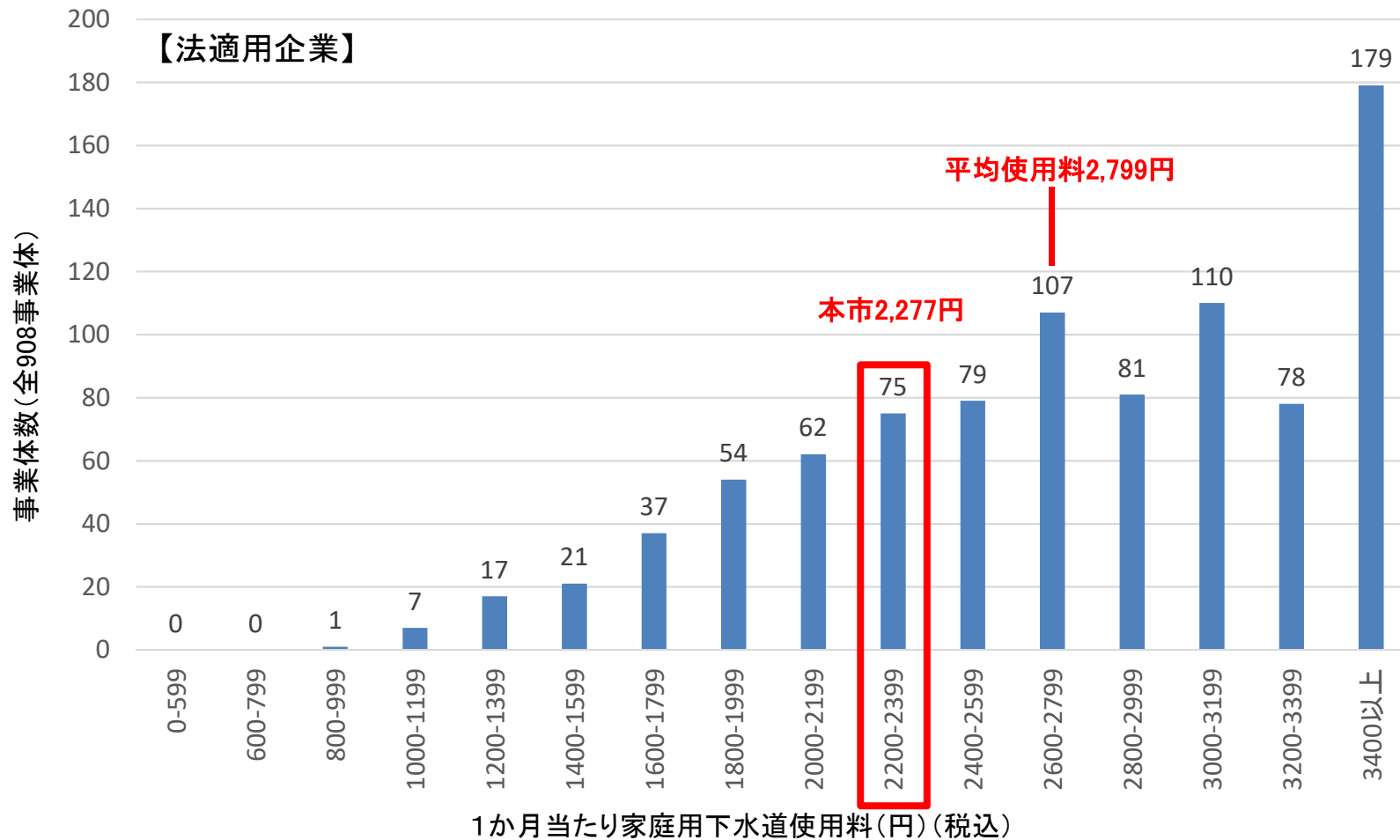
- 前回の改定：平成31年3月1日（消費税及び地方消費税の税率改正に伴う改定を除く）  
（平均改定率15.53%）
- 使用料体系：二部料金制（基本使用料、超過使用料）
  - ・超過使用料：排出量が多くなるほど段階的に高くなる体系

区分	基本使用料	超過使用料				
一般用	770円	排出量 月10 <sup>m</sup> まで	排出量 月10 <sup>m</sup> 超 20 <sup>m</sup> 以下	排出量 月20 <sup>m</sup> 超 50 <sup>m</sup> 以下	排出量 月50 <sup>m</sup> 超 100 <sup>m</sup> 以下	排出量 月100 <sup>m</sup> 超
		10円/ <sup>m</sup>	120円/ <sup>m</sup>	190円/ <sup>m</sup>	270円/ <sup>m</sup>	300円/ <sup>m</sup>
臨時用	300円/ <sup>m</sup>					

※使用料の額は、1か月につき表により算出した額に100分の110を乗じて得た額

# 公共下水道使用料

1か月当たり家庭用下水道使用料(20m<sup>3</sup>)の度数分布(全国)



(出典) 総務省「令和3年度地方公営企業年鑑データ」から作成

# 地域下水道使用料

- 前回の改定：平成31年3月1日（消費税及び地方消費税の税率改正に伴う改定を除く）  
（平均改定率34.38% ※激変緩和を考慮し、2段階で改定（令和元年度：19.28%、令和2年度：12.24%））
- 使用料体系：二部料金制（基本使用料、超過使用料）
  - ・超過使用料：排出量が多くなるほど段階的に高くなる体系

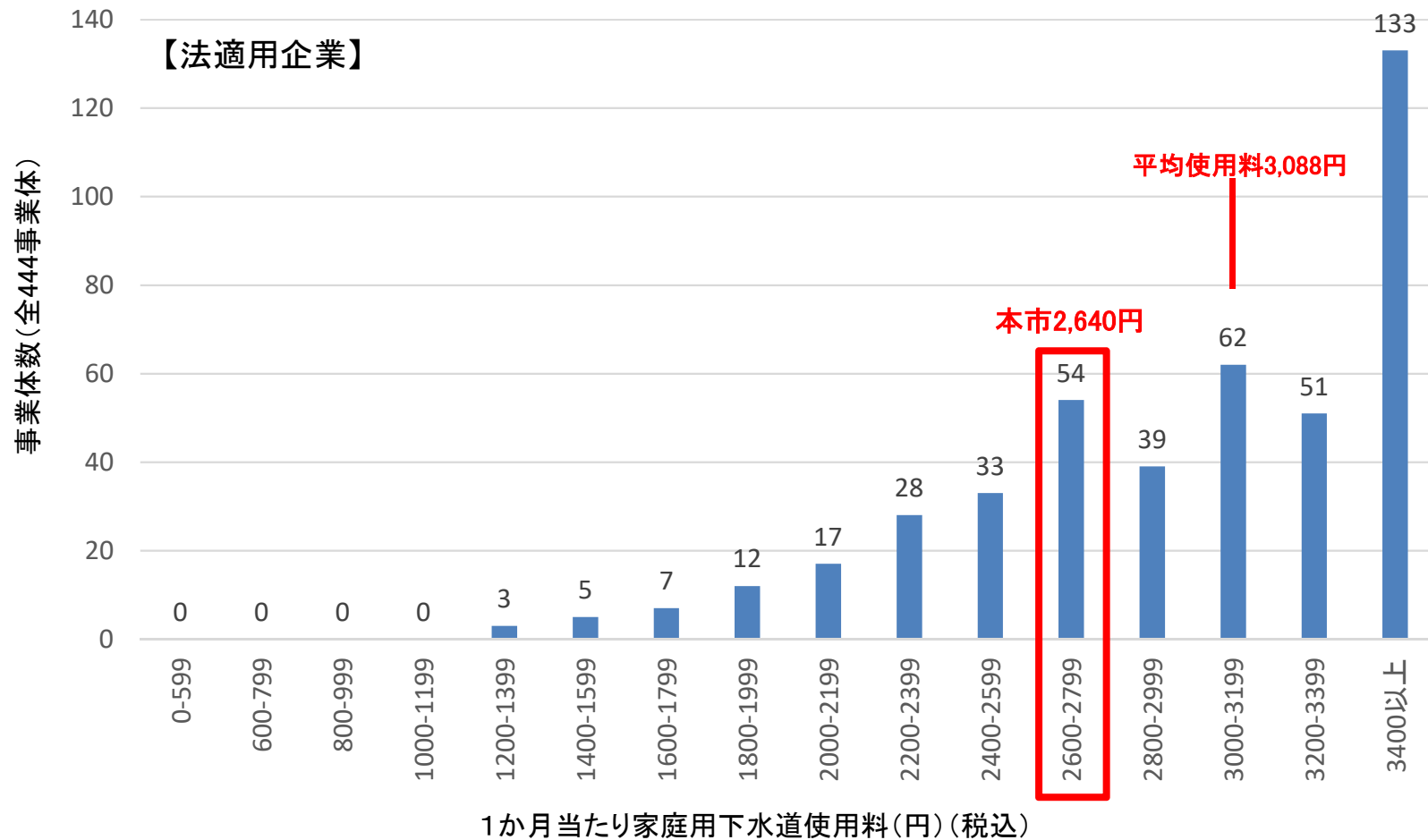
区分	基本使用料	基本使用料				
		排出量 月10m <sup>3</sup> まで	排出量 月10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	排出量 月20m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	排出量 月50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	排出量 月100m <sup>3</sup> 超
一般用	900円	10円/m <sup>3</sup> (5)	140円/m <sup>3</sup> (120)	220円/m <sup>3</sup> (190)	310円/m <sup>3</sup> (270)	350円/m <sup>3</sup> (305)
臨時用	350円/m <sup>3</sup>					

※令和元年度の使用料は、( )内の金額です。

※使用料の額は、1か月につき表により算出した額に100分の110を乗じて得た額

# 地域下水道使用料(特定環境保全公共下水道)

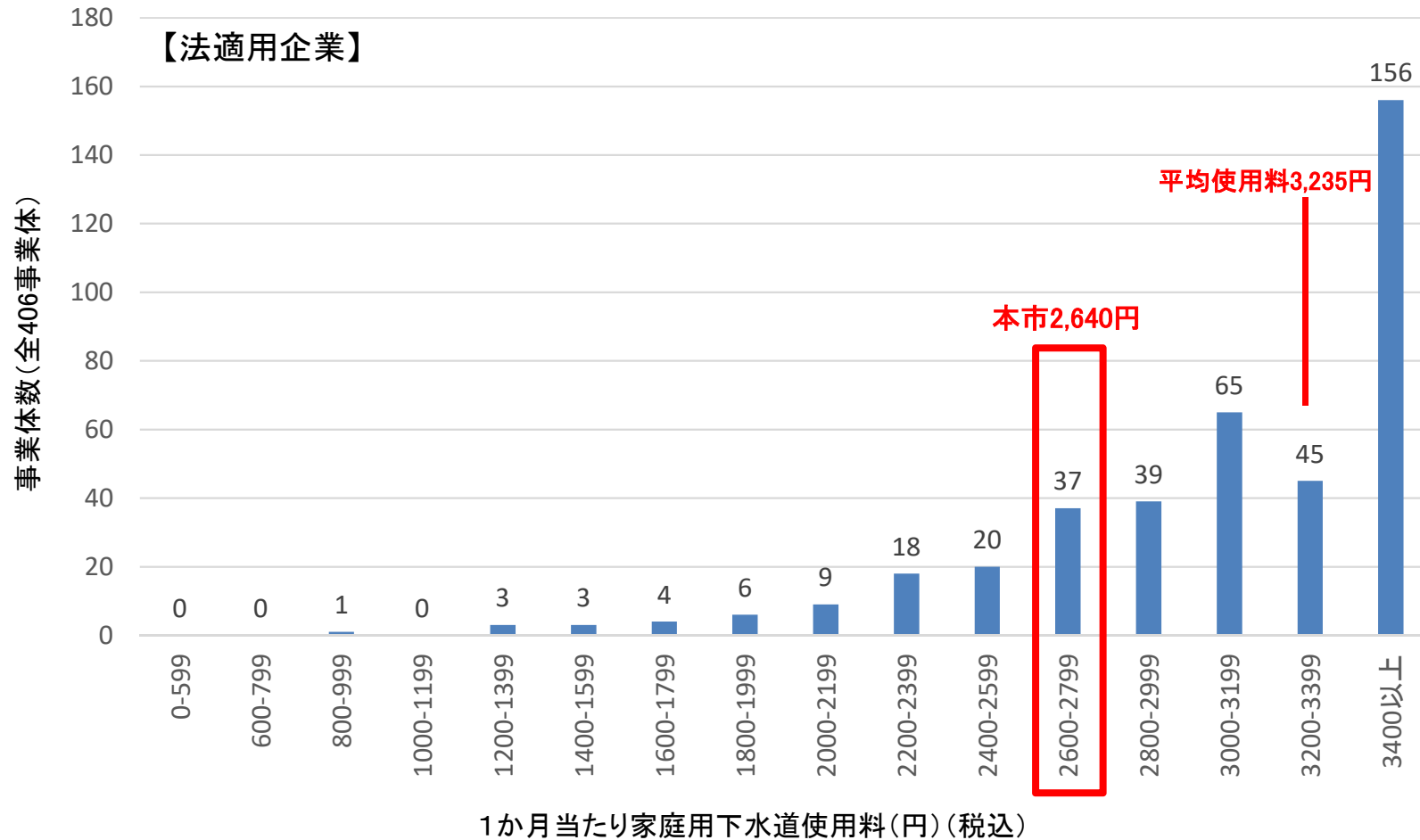
## 1か月当たり家庭用下水道使用料(20m<sup>3</sup>)の度数分布(全国)



(出典) 総務省「令和3年度地方公営企業年鑑データ」から作成

# 地域下水道使用料(農業集落排水施設)

## 1か月当たり家庭用下水道使用料(20m<sup>3</sup>)の度数分布(全国)



(出典) 総務省「令和3年度地方公営企業年鑑データ」から作成

# 豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030

URL <https://www.city.toyohashi.lg.jp/45809.htm>

# 豊橋市上下水道ビジョン2021－2030



豊橋市上下水道ビジョン 2021-2030



令和3年3月

豊橋市上下水道局

計画期間:令和3年度～12年度

基本理念:未来へ引き継ぐ豊橋の上下水道

目標とする姿:

【水道事業】 水道水の安定供給

【下水道事業】 下水道の整備

取り組みの基本方針:

【水道事業】

1. 安全・安心な水道水の安定供給
2. 災害時における供給体制の確立
3. 経営の効率化と安定的な事業運営
4. 広域連携の推進

【下水道事業】

1. 下水道未普及地区の整備
2. 下水道施設の適切な維持管理
3. 環境負荷の軽減と下水道資源の利活用
4. 災害対策の推進
5. 経営の効率化と安定的な事業運営
6. 広域化・共同化の推進



## 事業計画

### (1) 水道管整備事業

#### ①水道管耐震化事業

重要給水施設へつながる基幹管路（導水管、送水管、配水本管（口径350mm以上の配水管））及び配水支管（口径300mm以下の配水管）の耐震化を進めます。

・耐震化延長 79km

#### ②配水管整備事業

老朽管路・漏水多発管路（配水支管）の更新を進めます。

・更新延長 26km

### (2) 水道施設整備事業

#### ①小鷹野浄水場整備事業

老朽化した中央監視設備などの更新を行います。

#### ②高山配水場等整備事業

高山配水場加圧設備を増強・更新し、二川・中原加圧所の統廃合などを行います。

## 事業計画

### (1) 公共下水道拡張事業

#### ①汚水整備

現在整備中の吉田方地区、橋良地区、牛川地区に加え、市街化区域の東三ノ輪地区などの整備に取り組み、生活環境の向上や公共用水域の水質保全を行います。

#### ②雨水整備

下地排水区の一部を整備区域とし、管きよ整備を行い浸水被害の軽減に努めます。

- ・ 口径950～1,580mm
- ・ 整備延長1,410m

まちなか（八町排水区）の雨水排除能力不足を解消するため、管きよなどを増設し浸水被害の軽減に努めます。

### (2) 公共下水道再整備事業

#### ①野田処理場再整備事業

野田処理場の老朽化に伴い、野田処理区の合流汚水の中島処理場合流水処理施設で処理するため、2つの処理場を結ぶ汚水幹線と中島処理場内に合流中継ポンプ棟を建設し、施設の統合を図ります。

- ・ 野田・中島汚水幹線 6.6km
- ・ 合流中継ポンプ棟

## ②総合地震対策事業（公共下水道）

被災時に最低限必要な機能の確保とバックアップ体制を確保するため、重要な管きょ及び施設の耐震化を行います。

- ・重要管きょ 303.8km
- ・処理場 中島、富士見台
- ・ポンプ場 菰口、羽根井、鍵田、有楽、牟呂、前芝、松島、八町中継、下地中継、富士見台中継

## ③ストックマネジメント事業（公共下水道）

重要な管きょ及びポンプ場を対象に、施設の劣化状況や動作状況について、定期的な点検・調査を実施します。

調査結果をもとに、施設の重要度や緊急度を判定し、改築工事を行い、下水の適切な処理と雨水の排除を継続するとともに、下水道管きょを原因とした道路陥没事故を防ぎます。

- ・重要管きょ 202.5km
- ・ポンプ場 鍵田、有楽、菰口、牟呂、松島

## ④中島処理場合流水処理施設再構築事業

老朽化が著しく耐震化への対応が必要な、中島処理場合流水処理施設の再構築を進めます。

## ⑤野田地区施設再構築事業

野田処理場内に合流雨水ポンプ場を建設し、老朽化対策と耐震化が必要な野田処理場併設ポンプ場と菰口ポンプ場（合流）を廃止し、維持管理費の削減を図ります。

### (3) 地域下水道再整備事業

#### ①総合地震対策事業（特定環境保全公共下水道）

被災時に最低限必要な機能の確保とバックアップ体制を確保するため、施設の耐震化を行います。

- ・ 処理場 高根、豊南、五並

#### ②ストックマネジメント事業（特定環境保全公共下水道）

重要な管きよ及びポンプ場を対象に、施設の劣化状況や動作状況について、定期的な点検・調査を実施します。

調査結果をもとに、施設の重要度や緊急度を判定し、改築工事を行い、下水の適切な処理を継続するとともに、下水道管きよを原因とした道路陥没事故を防ぎます。

- ・ 重要管きよ 7.5km
- ・ 処理場 高根、豊南、五並

#### ③処理場再編事業

老朽化した天津処理場の汚水を富士見台処理場へ送水し処理することで維持管理費の削減を図ります。

#### ④農業集落排水施設最適整備事業

概ね20年を経過した農業集落排水施設を対象に、施設の劣化要因を推定したうえで健全度判定と対策の必要性を検討する機能診断を実施します。

機能診断結果をもとに対策の優先度を設定した最適整備構想を策定し、改築工事を行います。

- ・ 対象地区 野依、下条、雲谷・中原、五号、石巻高井

#### ⑤し尿処理施設等再整備事業

し尿処理施設等の更新計画を策定し、必要な改築・更新を行います。

- ・ 対象地区 野依台、杉山町御園、杉山町いずみが丘